

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>(3) 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）</p> <p>（部会の所掌事項）</p> <p>第7条 母子保健部会（子育て支援連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 子どもの健康問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事 (2) 子育ての情報提供に関する事 (3) 母子保健計画に必要な調査及び研究に関する事</p> <p>2 食育部会（食育連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 子どもの食の問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事 (2) 食育の情報提供に関する事</p> <p>3 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談に関する事 (2) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例検討に関する事 (3) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇・支援に関する事 (4) 育児不安・子ども虐待などの予防に関する事 (5) 育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行する。</p>

改正後

(削除)

現行

別表（第3条第2項関係）

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会委員		
1	議会	代表
2	民生・児童委員	代表
3	主任児童委員	代表
4	町内会総代	代表
5	人権擁護委員	代表
6	保護司会	代表
7	更生保護婦人会	代表
8	菊川警察署	代表
9	浜岡町医師会	代表
10	町立浜岡総合病院	代表
11	町PTA	代表
12	母親クラブ	代表
13	児童館	代表
14	子育て支援センター	代表
15	中学校	代表
16	小学校	代表
17	幼稚園	代表
18	保育所	代表
19	町立図書館	代表
20	こども発達センターめばえ	代表
21	西部児童相談所	代表
22	静岡県中東遠健康福祉センター	児童部門代表
23	静岡県中東遠健康福祉センター	保健部門代表
24	家庭相談室	代表
25	浜岡町 助役	
26	浜岡町 社会教育課	代表
27	浜岡町 学校教育課	代表
28	浜岡町 健康福祉課	福祉係
29	浜岡町 健康福祉課	健康増進係
	その他会長が適当と認めた者	

※部会の構成委員については、別に記する。